第五条の六第一項中「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項第一号及び第二号」に、「もの」及び「場合における同項の規定の適用を受けようとする個人」を「こと」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第十条の五第二項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額並びに法第十条の五第一項及び第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に法第十条の五第二項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第五項を次のように改める。

5　第一項の規定は、法第十条の五第二項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされたことについて準用する。

第五条の六第七項を削り、同条第六項中「第十条の五第二項第一号」を「第十条の五第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十条の五第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額並びに法第十条の五第一項及び第二項並びに第十条の四第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に法第十条の五第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第九項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第十条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「これらの規定に」に、「を適用年の前年」を「を平成二十三年」に改め、「場合における」の下に「同条第四項第九号に規定する」を、「ついては、」の下に「同号に規定する」を加え、「は、前項」を「（以下この項において「適用年前年分における給与等の支給額」という。）は、同号」に改め、同項第一号中「が適用年の前年」を「が適用年（法第十条の五第四項第一号に規定する適用年をいう。以下この項において同じ。）の前年」に改め、同号イ中「第十条の五第二項第六号」を「第十条の五第四項第八号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8　法第十条の五第四項第五号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、個人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した特定業務施設（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）のみを当該個人の事業所とみなした場合における同条第四項第四号に規定する基準雇用者数（以下この項、次項及び第十三項において「基準雇用者数」という。）の計算の基礎となる雇用者（同条第四項第二号に規定する雇用者をいう。次項において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

9　法第十条の五第四項第十号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、個人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

10　法第十条の五第六項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、第一項に規定する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

第五条の六に次の一項を加える。

13　個人が法第十条の五第三項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）につき同条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年が基準雇用者数又は法第十条の五第四項第五号に規定する地方事業所基準雇用者数が零に満たない年に該当しないことを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の六の二を削る。

第五条の六の三の見出し中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十条の五の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　生活衛生同業組合

二　生活衛生同業小組合

三　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十七条の三第一項の規定により指定された都道府県生活衛生営業指導センター

四　農業協同組合

五　農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

六　農業協同組合中央会

七　漁業協同組合

八　漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号又は第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）

九　都道府県農業会議

十　森林組合

十一　森林組合連合会

十二　都道府県中小企業団体中央会

十三　商工会議所

十四　商工会

十五　商店街振興組合連合会

第五条の六の三第二項及び第三項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の二第一項」に改め、同条第四項中「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第十条の五の三第四項」を「第十条の五の二第四項」に、「第十条の五の三第三項」を「第十条の五の二第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の二第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条を第五条の六の二とする。

第五条の六の四第一項中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十条の五の四第二項第一号」を「第十条の五の三第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十条の五の四第一項の」を「第十条の五の三第一項の」に、「、法第十条の五の四第二項第四号ロ」を「、法第十条の五の三第二項第四号ロ」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に、「第十条の五の四第二項第四号ロ」を「第十条の五の三第二項第四号ロ」に改め、同項第二号中「第十条の五の四第二項第四号ロ」を「第十条の五の三第二項第四号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改め、同項第二号中「第十条の五の四第二項第四号ロ」を「第十条の五の三第二項第四号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に、「同条第二項第五号」を「同条第二項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第十条の五の四第二項第六号」を「第十条の五の三第二項第七号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「第十三項」を「第十二項」に、「第十一項」を